

部会ニュース「7-45」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. 福祉用具の安全体制強化手引き「活用せず」4割超 福祉用具供給協会表
 2. 介護予防・日常生活支援総合事業のデータ分析促すワークシート公表
 3. 介護情報基盤での情報共有、来年4月以降順次開始 厚労省
-

1.福祉用具の安全体制強化手引き「活用せず」4割超 福祉用具供給協会

- ・日本福祉用具供給協会は、「福祉用具の利用安全のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」を全国385の福祉用具貸与事業所の4割超が活用していなかったとする、「福祉用具の事故防止に向けた体制強化に関する調査研究事業」の報告書を2025年3月にまとめた。厚生労働省は、7月10日付の事務連絡を都道府県などに発出し、同報告書について関連事業所に対し周知するよう呼び掛けている。
- ・手引きの活用状況などを把握することを目的に、同協会が24年9月12日～11月20日に全国の福祉用具貸与事業所を対象に調査を実施。385事業所から回答を得た。
- ・それによると、手引きを「活用している」は103事業所（26.8%）で、「一部活用している」は116事業所（30.1%）だった。一方、160事業所（41.6%）が「活用していない」と答え、ほかは無回答だった。
- ・一部活用している116事業所にその内容を複数回答で聞くと、「事業所としての事故防止に向けた取り組み」が85事業所（73.3%）で最も多く、「福祉用具専門相談員としての事故防止に向けた取り組み」の74事業所（63.8%）も目立った。
- ・一方、活用していない160事業所に理由を尋ねたところ（複数回答）、手引きの存在を「知らなかった」が120事業所（75.0%）で最も多く、活用方法が「分からない」は20事業所（12.5%）だった。今後の活用の意向は、74事業所（46.3%）が「活用したい」、52事業所（32.5%）が「どちらかという活用したい」と答えた。
- ・同協会では「手引きが十分に認知されていないことが把握された」とし、手引きのさらなる周知を図ることで事業所の事故防止に向けた体制強化を促したい考え。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1402 令和7年7月10日

福祉用具のサービス提供におけるPDCAの適切な実施等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001515493.pdf>

2.介護予防・日常生活支援総合事業のデータ分析促すワークシート公表

- ・厚生労働省は 11 日、介護予防・日常生活支援総合事業に関するデータ分析を可能とするワークシートを公表し、活用を促す事務連絡を都道府県や市区町村に出した。総合事業の評価の前提となる考え方や着目すべき評価指標に基づくデータを容易に参照できることから、さらなる事業の拡充に向けた検討を進めるよう呼び掛けている。
- ・ワークシートは、利用者が入力する必要があるデータもあるものの、人口や要介護認定者数、各種サービスの利用者数など公開されている既存データの多くが市区町村を選択するだけで自動表示される。
- ・2024 年 8 月 5 日に全面的に改正された地域支援事業実施要綱では、総合事業の評価の前提となる考え方を「高齢者の視点」と人材・財政から成る「保険者の視点」に整理し、活用すべき評価指標の例を新たに示した。
- ・ワークシートではこれに基づき、高齢者の視点として従前相当サービスとそのほかのサービス・活動の利用割合や全国・都道府県との比較などのデータを参照できるようにし、多様なサービス・活動の利用がどの程度進んでいるかを確認する。人材の視点では、変化するサービス・活動のニーズを踏まえた検討事項などを示し、財政の視点では、利用者 1 人当たりの支出額や事業費の推移などのデータを全国や都道府県と比較し、今後も事業費が上限額に収まるかどうかなどについても検討を促す。
- ・総合事業の評価指標については、「高齢者の選択肢の拡大」、集団を対象とする「ポピュレーション・アプローチ」、高齢者への個別支援を行う「ハイリスク・アプローチ」の 3 つのアプローチでのアウトカムを提示。多様なサービス・活動の利用や通いの場への参加などに関する必要データを入力することで、実態の把握や必要な施策の検討に役立てる。
- ・さらに最終アウトカムとして、初回認定者の平均年齢の上昇や年齢補正後の軽度認定率の低下などについても確認し、総合事業が要介護認定率の低下や在宅生活の継続にどの程度つながっているかを把握することとした。
- ・ワークシートでは、各項目に確認の視点を設けており、これに沿って関係者間で議論を深めながら、総合事業のさらなる充実を図るよう促している。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1403 令和 7 年 7 月 11 日
「総合事業の充実に向けたワークシート」について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001516326.pdf>

3.介護情報基盤での情報共有、来年4月以降順次開始 厚労省

- ・厚生労働省は22日、利用者の介護情報を本人や介護事業所など関係者が閲覧できる介護情報基盤について、介護保険事務システムの標準化対応が完了した市町村から、データ移行や介護情報基盤経由での情報共有を2026年4月以降順次開始することを都道府県や自治体などに周知した。28年4月1日までに全市町村での活用開始を目指す。
- ・介護情報基盤は、利用者本人や介護事業所、医療機関、市町村などが利用者の介護情報を電子的に閲覧できるようになる新たなシステム。これまで紙でやり取りしていた情報を電子化することで情報共有を迅速化するほか、主治医意見書の市町村への郵送が不要となるなど業務の負担減が期待されている。
- ・介護事業所や介護サービスを提供する医療機関が情報を閲覧する際には、インターネットに接続している端末で「介護保険資格確認等WEBサービス」（介護WEBサービス）を利用する。また、主治医意見書を作成する医療機関が介護WEBサービスで主治医意見書を作成したり送信したりすることもできる。
- ・介護事業所や医療機関が介護WEBサービスを利用するには、介護事業所などの認証や、セキュリティの確保に必要なクライアント証明書の利用端末への導入のほか、▽初期設定などの利用端末の環境設定▽カードリーダーの導入—などが必要となる。そのため、厚労省では介護事業所の関連経費などを助成する。また、オンライン資格確認等システムに接続されている電子カルテや文書作成ソフトなどから医療機関が介護情報基盤経由で主治医意見書を作成・送信できるようにする方針。
- ・事務連絡は、社会保障審議会・介護保険部会での介護情報基盤を巡る議論を踏まえて厚労省が22日、自治体や介護関係団体に出した。介護事業所への周知を促している。厚労省では、介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合する方向で検討を進めており、システム統合の時期や必要な手続などの詳細は確定次第、改めて周知するとしている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1405 令和7年7月22日

介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001520907.pdf>